

お知らせ版

shimonita infomation

- 下仁田町役場 ☎ 82-2111
- 保健センター ☎ 82-5490
- 下仁田町公民館 ☎ 82-3535
- 下仁田厚生病院 ☎ 82-3555
- 荒船の湯 ☎ 60-6004
- ふるさとセンター ☎ 82-5345
- 下仁田町自然史館 ☎ 70-3070
- 防災無線電話応答サービス ☎ 82-4433

町体育協会スポーツ大会開催

●町民バレーボール大会

▽日時 8月25日(日)午前8時集合

▽会場 下仁田中学校体育館

▽種目 一般女子(家庭婦人を含む)

▽参加資格 町内在住・在勤者で編成したチーム・オーブン参加(近隣町村チーム)

▽申込期限 8月16日(金) ※組合せは大会当日行います

●町民武道大会

▽日時 8月25日(日)午前9時開会式

▽会場 下仁田分庁舎道場

▽参加資格 町内在住・在勤・在学者・各教室(団)所属の者で1人1競技(団体戦は除く)

▽申込期限 8月9日(金)

●町民テニス大会

▽日時 9月1日(日)午前8時30分集合

雨天の場合は9月8日(日)

▽会場 サンスポーツランド

▽参加資格 町内在住・在勤者・在学者

▽種目 男子シングルス・女子シングルス・初心者ダブルス

▽申込み期限 大会当日午前8時30分まで

▽問い合わせ 町体育協会事務局 ☎ 82-2111 内線714

献血にご協力ください

▽日時 8月19日(月)

午前の部

午前10時～正午

午後の部

午後1時～3時30分

▽場所 役場町民ホール 現在、血液が不足しています。みなさんのご協力をお願いします。

「中退共」の退職金制度なら、掛金に国の助成が受けられます。

●新規加入や掛金月額を増額する場合、掛け金の一部を国が助成します。

●掛金は全額非課税で、手数料もかかりません。

●外部積立型だから管理が簡単!

●従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主

にお知らせします。

●退職金は、中退共から直接従業員へ支払われます。

◎パートさんもお加入いただけます。お気軽にお問い合わせください。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

☎ 03(6907)1234

FAX 03(5955)8211

<http://chutaikyotaisyokukin.go.jp/>

平成25年度結核検診(2次)日程

▽対象者 平成25年4月1日現在64歳以上で、今年度胸部レントゲン撮影を受けていない方

▽受診料 無料

※感染症法により64歳以上の方は、年1回胸部レントゲン撮影を受診しなければなりません。

▽問い合わせ先 健康課保健環境係(保健センター内)

☎ 82-5490

検診日	時間	場所
8月27日(火)	9:30~10:00	馬山生活改善センター
	10:30~11:00	青倉社会体育館
	13:00~13:30	本宿社会体育館
	14:00~14:30	小坂13区公会堂
	15:00~15:30	下仁田町保健センター

「保健センターからのお知らせ」

8月のふれあい広場について通常、第2火曜日にふれあい広場を開催していますが、8月は6日の第1火曜日になります。ご注意ください。

▽お問い合わせ先 保健センター

☎ 82-5490

スズメ蜂の巣駆除費用の補助助成します

町民等（法人は除く）に対し、スズメ蜂の巣駆除に要した費用の一部を補助します。

対象者：蜂駆除専門業者によりスズメ蜂の巣を駆除した方。但し、町税を滞納していない方。

補助金額：駆除1件当たり駆除に要した費用2分の1とし、1万円を限度とします。

補助金申請方法：スズメ蜂の巣駆除を実施した日から1カ月以内に下記の書類を添えて申請してください。

- 〈1〉スズメ蜂の巣駆除処理に要した費用の領収書
- 〈2〉駆除前、駆除後の現場写真



蜂の巣駆除道具等を無料で貸出します

夏から秋にかけては、ハチの営巣活動が活発になる季節です。宅地内での「ハチの巣駆除」につきましては、ハチ駆除用具等の貸出を行っておりますので、必要な方はご連絡ください。

貸出用途：蜂の巣に限る

貸出期間：1泊2日まで

貸出器具：①蜂防護服 ②蜂駆除器具 ③蜂駆除薬剤

※蜂用防護服は、蜂の攻撃から人体を完全に防護するものではなく、あくまでも補助的機能を果たすためのものです。万が一、蜂用防護服を使用中に事故が発生しても、町はその責任を負えませんのでご了承ください。

●ご自分で駆除できないという方へ

ご連絡いただければ、専門業者をご紹介いたします。なお、駆除料金は巣がある場所や大きさで変わりますから、業者とご相談ください。スズメ蜂の巣駆除については補助助成があります。

お問い合わせ 健康課保健環境係（保健センター内） ☎82-5490

年金

口座振替がお得
国民年金保険料を前納できます



国民年金の保険料には、一定期間の保険料をまとめて納めることができる前納制度があります。前納すると保険料が割引になります。

現金納付で6か月分の保険料の前納を希望される方は、「国民年金保険料納付案内書」に付いている「下期」の納付書（平成25年10月～平成26年3月の6ヶ月分をまとめて納付するとき使用）により、平成25年11月～日までに納めてください。

また、口座振替で6か月分の保険料を前納すると、さらにお得です。口座振替で保険料の前納を希望される方は、8月末日までに金融機関または年金事務所へお申し出ください。お申し出の際には、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、国民年金保険料納付書など）をご持参ください。

なお、保険料を前納した期間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要がなくなった場合には、それ以降の期間の保険料は還付されます。

※6か月分の保険料を前納する場合の割引額は次のとおりです。

毎月現金で納める場合	15、040円×6か月 ＝90、240円	
現金で前納する場合	89、510円	730円割引
口座振替で前納する場合	89、210円	1、020円割引

◎保険料を納められた方には電話による納付のご案内をいたします

保険料の納め忘れなどで未納となっている方に対して、日本年金機構が委託した会社が電話により保険料の納付のご案内をしています。この際、個人のプライバシーに関することについてお尋ねするとはありません。

なお、電話によるご案内は、平日だけではなく、土日や夜間にもしております。大事な年金の受給権を失わないために、保険料はきちんと納めましょう。

国民年金保険料に関する問い合わせ先

・高崎年金事務所 国民年金課（☎027-3322-7731）